

第3章 外国人児童生徒等の受入れの実際



全ての教職員で支援や指導にあたろう！

外国人児童生徒等の指導は、役割分担を明確にしながら、全ての教職員で支援や指導にあたることが大切です。

受入れに当たっては、以下のことに取り組みましょう。

- 1 チームをつくる
- 2 役割分担を決める、役割を確認する
- 3 子ども多文化共生サポーター等（母語支援者）の手配
- 4 保護者との面接
- 5 外国人児童生徒等の受入れで大切なこと

1 チームをつくる

様々な課題に取り組むためのチームをつくりましょう。

【メンバー】

管理職、各学年主任（学年主担当）、学級担任、多文化共生教育担当者、日本語指導コーディネーター、教務（時間割）担当者、養護教諭 等

【チーム会議】

1 チーム会議の開催

定期的にチーム会議を開催しましょう。

受入れ当初は、特に定期的に情報交換を行うことが大切です。

2 チーム会議での協議内容

- | | |
|--|----------------|
| • 学校生活への適応 | • 心の安定のための環境整備 |
| • 多文化共生教育の推進 | • 受入れ初日の役割分担 |
| • 教職員の役割分担 | • 学校給食の対応 |
| • 健康管理 | • 保護者への対応 |
| • 学習環境の整備 | • 進路保障 |
| • 日本語指導 | |
| （取り出しや入り込みでの指導のための場所や時間割の調整、「特別の教育課程」の編成、個別の指導計画の立案と見直し 等） | |
| • 子ども多文化共生サポーター等との連携 | |
| • 外部関係機関との連携 | |
| • 情報交換 等 | |

2 役割分担を決める・役割を確認する

下の例を参考に、校内で役割分担を決め、全ての教職員で外国人児童生徒等の支援を行いましょう。

(1) 校長の役割

【受入れ時】→支援体制の整備

- ☐ 外国人児童生徒等を受け入れるためのチームをつくり、定期的にチーム会議を開催する →p.14
- ☐ 管理職も含め、教職員の役割分担を明確にし、組織的な支援体制を整え、全ての教職員に理解と協力を求める ※1
- ☐ 日本語指導が必要な場合は、管理職も含め、全ての教職員で協力して日本語指導等を行うために「特別の教育課程」を編成するなど、取り出しによる指導を検討し、早期に始める →p.46
- ☐ 多文化共生教育や日本語指導をコーディネートする担当者を決め、校務分掌に位置づける →p.19
- ☐ 入学・転編入学までに、保護者との面接を実施することの共通理解を図る

【受入れ後】→教育環境の整備・教職員研修・地域支援者等との連携

- ☐ 外国人児童生徒等が安心して学べる環境となっているか確認、整備する
- ☐ 教職員がそれぞれの役割を十分に果たしているか確認する
- ☐ 校内研修の機会を確保し、実施する ※2
- ☐ 共生の心を育むために、学校全体で多文化共生教育を推進する※3→p.36
- ☐ 外部関係機関（国際交流協会・外国人支援団体等）や、地域（日本語教室等）との連携を図る →p.121、p.147

※1 学級担任だけが外国人児童生徒等に関わるのではなく、校長のリーダーシップの下、全ての教職員で支援する体制を整えることが大切です。取り出しや入り込みでの支援を行う場合には、年度途中であっても、時間割を検討し、全ての教職員で協力するなど、学校の支援体制を整備しましょう。

※2 多文化共生教育、外国人児童生徒等の受入れや具体的な支援等について、全ての教職員が理解し意識を高めるための校内研修を実施しましょう。

※3 兵庫県教育委員会「人権教育基本方針」（p.145）「外国人児童生徒にかかわる教育指針」（p.9、p.145）について管理職自身が理解を深めるとともに、教職員に周知しましょう。

(2) 教頭の役割

【受入れ時】→体制整備の推進・保護者への対応

- ☐ 所管の教育委員会に連絡し、子ども多文化共生サポーター等（母語支援者）を手配する →p.22
- ☐ 子ども多文化共生サポーター等に関する事務手続きを行う
- ☐ 外国人児童生徒等の入学・転編入学に必要な書類を準備する →p.24
- ☐ 入学・転編入学までに、保護者との面接を実施する →p.24～25
- ☐ 教職員の役割分担を明確にし、全ての教職員に理解と協力を求める
→p.17～
- ☐ 「個別の指導計画」「特別の教育課程」について、保護者や本人に説明する

【受入れ後】→教職員の取りまとめとフォロー・校内外の連携の推進

- ☐ 定期的にチーム会議を開催する →p.14
- ☐ 教職員がそれぞれの役割を十分に果たせる環境になっているか確認する
- ☐ 学級担任の事務負担を軽減ための協力体制をつくる
- ☐ 学級担任や担当教員が一人で抱え込まないように、悩みを聞いたり、課題解決に向けて一緒に考えたりする
- ☐ 子ども多文化共生サポーター等から得た情報等を教職員につなぐなど、教職員との連携体制・信頼関係の構築に配慮する →p.69
- ☐ 校長や多文化共生教育担当者とともに、外部関係機関（国際交流協会・外国人支援団体等）や、地域（日本語教室等）との連携を図る
→p.121～122、p.147



(3) チーム会議の担当者や学年主任（学年主担当）等の役割

【受入れ時】→ 支援体制の推進・受入れの準備

- ☐ 教頭とともに入学・転編入学に必要な書類を準備する →p.24
- ☐ 教頭や学級担任とともに、入学・転編入学までに保護者との面談を実施する →p.25
- ☐ 学級担任とともに当該児童生徒の座席、ロッカー、靴箱等を決め、関係する教職員に周知する →p.30
- ☐ チーム会議の議題を検討する
- ☐ 学級担任の事務負担を軽減するための協力体制をつくる
- ☐ 在籍学級の授業から取り出して授業を行うことを、保護者、本人に説明する

【受入れ後】→ 教育環境の整備・指導内容の検討・校内外の支援者との連携

- ☐ 学級担任とともに「個別の指導計画」を適宜（概ね半年又は学期ごとに）見直し、チーム会議で検討する
- ☐ 外国人児童生徒等が安心して学べる環境になっているか確認する
- ☐ 多文化共生教育担当者など、校内外のコーディネーターと協力し、外部関係機関（国際交流協会・外国人支援団体等）や地域（日本語教室等）との連携を図る →p.121～122、p.147
- ☐ 子ども多文化共生サポーター等（母語支援者）や日本語指導コーディネーターと連携し、全ての教職員と協力しながら、外国人児童生徒等の支援や指導を行う



(4) 学級担任の役割

【受入れ時】→受入れの準備

- ☐ 教頭や学年主任（学年主担当）とともに、入学・転編入学までに保護者との面談を実施する →p.24～26
- ☐ 学年主任（学年主担当）とともに、座席、ロッカー、靴箱等を決め、関係する職員に周知する →p.30
- ☐ 学校生活等をわかりやすく説明するための資料を作成する（写真、絵カード等）→p.28
- ☐ 学年主任（学年主担当）や他の教職員とともに、外国人児童生徒等の登校初日の対応を行う →p.32
- ☐ 外国人児童生徒等の指導要録を準備する
- ☐ チーム会議での検討資料等を作成する
- ☐ 「特別の教育課程」の編成等で取り出す授業等を検討する →p.46、p.77
- ☐ 学年主任（学年主担当）等とともに個別の指導計画等の原案を作成する →p.56～57
- ☐ 在籍学級の授業から取り出して授業を行うことを、保護者や本人に説明する

【受入れ後】→多文化共生の学級づくり・支援の継続と見直し・教職員や支援者との協力・保護者との信頼関係の構築

- ☐ 多文化共生教育を軸にした学級づくりを行う →p.36
- ☐ 外国人児童生徒等が自尊感情を高め、安心して学校生活を送ることができるよう、継続して支援を行う →p.37
- ☐ 外国人児童生徒等の日本語習得状況を把握し、個別の指導計画等を適宜（概ね半年又は学期ごとに）見直す →p.56～57
- ☐ 子ども多文化共生サポーター等（母語支援者）や日本語指導コーディネーターと情報共有し連携して支援を行う
- ☐ 保護者への丁寧な対応を心掛け、信頼関係を築く →p.35
- ☐ 全ての教職員と協力しながら、外国人児童生徒等の支援や、外部関係機関（国際交流協会・外国人支援団体等）や地域（日本語教室等）との連携を行う →p.121～122、p.147

(5) 多文化共生教育担当者の役割

- 管理職とともに、多文化共生教育に対する教職員の意識を高める校内研修を計画し、実施する
- 全校児童生徒に共生の心を育むことをめざし、多様な文化的背景をもった人々と共に生きていくための資質や技能を身に付けるため、学校全体で多文化共生の視点を取り入れた授業づくりや学校行事を計画する
- 掲示物や展示等により、学校環境を工夫する（言葉や文化の紹介、民族衣装、書籍など） →p.25
- 他校の先進的な取組の情報を得て、自校の取組に活用する

(6) 日本語指導コーディネーターの役割

- 児童生徒一人一人に応じた指導計画を学級担任・教科担任とともに作成する
- 校内の連携と共通理解を図る（管理職、学級担任、他教職員）
- 「特別の教育課程」の編成等、取り出す授業について検討する
→p.46、 p.77
- 子ども多文化共生サポーター等との連携と共通理解を図る
- 保護者との連携と共通理解を図る（丁寧な連絡や説明）
- 外部関係機関・地域との連携や共通理解を図る（教育委員会、学校間、地域等）
- 日本語指導の専門的な知識とスキルを身につける

(7) 在籍学級で教科等の指導を行う教員の役割

- ・ 在籍学級で教科等の指導（以下、「教科指導」とする）をする教員こそ、日本語指導をする意識が必要です。教科内容の定着はもちろんのこと、教科学習を通して日本語で学習活動に参加できる力を育てることが求められているからです。
- ・ 具体的な役割は p.39、 p.59 を参照

(8) 日本語指導担当者の役割

- ・ 具体的な役割は p.39 を参照

(9) 日本語指導支援員等の外部人材の役割

【市町組合立学校で日本語指導支援員がいる場合】

- ・ 具体的な役割は p.39 を参照

(10) 子ども多文化共生サポーター等（母語支援者）の役割

- ・ 具体的な役割は p.69 を参照

(11) 養護教諭の役割

- ☐ 保護者との面接等を通じ、外国人児童生徒等の心身の健康状態を把握するとともに、適切な健康管理を行う
- ☐ 健康診断がない国もあるため、子ども多文化共生サポーター等と連携し、健康診断の趣旨や方法について本人・保護者に丁寧に説明する
- ☐ 「サバイバル日本語」について理解し、健康状態を表す言葉については、外国人児童生徒等や学級担任等と共通理解を図る
- ☐ 必要に応じ、カウンセラー等と連携し、外国人児童生徒等の心の安定を図る

(12) 栄養教諭の役割

- ☐ 食物アレルギーや宗教上食べられないものがないか、保護者との面接等により正確な情報を把握するとともに、チーム会議（p.14）で対応を検討する
- ☐ 学校給食や食育等を通じ、多文化共生教育を推進する

(13) 事務職員の役割

- ☐ 事務手続きについては、保護者に対し「やさしい日本語」(p.28)での丁寧な説明を心がける
- ☐ 外国人児童生徒等が困っているときは、積極的に声をかける
- ☐ 外国人児童生徒等の指導に必要な書籍、備品等について、担当教員と相談し適切な配備に努める

(14) 部活動顧問（外国人生徒等が入部した部活動顧問）の役割

- ☐ 外国人生徒等との信頼関係を築き、部活動の雰囲気にも馴染めるように積極的に支援する
- ☐ 部活動の仕組み（練習や試合等、先輩や後輩）について説明し、理解を得る
- ☐ 部員同士の相互理解と共生の心を育み、お互いを認め合う部の雰囲気を醸成する
- ☐ 部活動と家庭学習（日本語や教科の学習等）の両立ができるよう配慮する
- ☐ 保護者には、仕組みだけでなく、部活動の費用についても丁寧に説明する
- ☐ 外国人生徒で学齢外（過年齢）の生徒が大会に参加する場合は、中学校体育連盟に連絡する
- ☐ 外国人生徒が選手登録をする際には、競技団体等に詳細を問い合わせる
(高等学校)

【受け入れ後に全ての教職員で取り組みたいこと】

- ☐ 多文化共生教育を推進する
- ☐ 視覚補助教材（写真や絵など）を用い、「やさしい日本語」(p.28)での授業を行う
- ☐ 外国人児童生徒等の在籍学級での授業や、取り出し授業等において、日本語指導を積極的に行う →p.39
- ☐ 管理職や他の教員等から協力を求められた際には、積極的に協力する

3 子ども多文化共生サポーター等（母語支援者）の手配



子ども多文化共生サポーター等の派遣を教育委員会に申請しよう！

- 「子ども多文化共生サポーター」等※の派遣申請をしましょう。
学校生活への早期適応を支援するため、速やかに、市町組合教育委員会に申請しましょう。
- 保護者面接には子ども多文化共生サポーターや多言語相談員等（母語支援者）に同席してもらいましょう。
保護者が日本語での説明を理解できない場合は、母語と日本語が話せる支援者の同席が望ましいです。市町組合教育委員会に相談して準備を進めておきましょう。

※「子ども多文化共生サポーター」は、県教育委員会が実施する事業の名称です。市町組合教育委員会が独自で行う支援は、別の名称となっている場合があるため、「子ども多文化共生サポーター等」と表記しています。

【兵庫県の事業等】

- ◎「子ども多文化共生サポーター」の派遣 →p.69
 - 内 容：母語と日本語が話せる支援者を学校に派遣する制度
 - 対 象：日本語指導が必要な外国人児童生徒等
 - 申請方法：市町組合教育委員会に申請（県立学校は人権教育課に申請）
- ◎「多言語相談員」の派遣（神戸市も同様の事業あり）
 - 内 容：教育相談や進路相談等の保護者面談の際に、母語と日本語が話せる通訳者（多言語相談員）を派遣する制度
 - 申請方法：市町組合教育委員会に申請（県立学校は人権教育課に申請）
- ◎「子ども多文化共生ボランティア」の活用（神戸市も同様の事業あり）
 - 内 容：母語での通訳や翻訳、母語指導や日本語指導、授業等での異文化の紹介、保護者とコミュニケーションを図るための通訳などを行う支援者を紹介する制度

兵庫県教育委員会事務局 子ども多文化共生センター
〒659-0031 芦屋市新浜町 1-2
TEL 0797-35-4537 FAX 0797-35-4538
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center>

子ども多文化共生サポーターに関する事務手続き

子ども多文化共生サポーター派遣事業の概要や役割（p.69）を十分に理解し、以下を参考に必要な事務手続きや準備を進めましょう。

※以下は兵庫県教育委員会が派遣している「子ども多文化共生サポーター」の手続きです。

【派遣手続き】

- ☐ 外国人児童生徒等の入学や転編入学が決まり次第、市町組合教育委員会（県立学校は、兵庫県教育委員会事務局人権教育課）に連絡し、子ども多文化共生サポーターの派遣申請を行う
- ☐ 市町組合教育委員会（県立学校は人権教育課）から学校に決定通知が届いたら、子ども多文化共生サポーターに連絡し、派遣開始日を決定する

【準備物等】

- ☐ 出勤簿 ※出勤印の代わりにサイン可
- ☐ 名札、職員室の机・椅子、ロッカー、靴箱、当該学年の教科書等
- ☐ 支援記録簿 ※当該児童生徒の様子や子ども多文化共生サポーター等の支援内容等を記録するもの

【派遣事務等打ち合わせ】 →p.69

- ☐ 学校説明（学校ガイダンス）を行う
- ☐ 勤務予定日の調整を行う
※子ども多文化共生サポーターがすでに別の学校に派遣されている場合があるため、丁寧に調整をする。
- ☐ 学校行事の予定を伝える
- ☐ 緊急の連絡先・連絡方法を確認する
- ☐ 支援記録簿の記入について説明する

【派遣が始まったら】

- ☐ 勤務初日には、全ての教職員・全校児童生徒に紹介する
- ☐ 速やかに情報提供や連絡をする
児童生徒の欠席や学校行事による代休、気象警報による臨時休業等が予測される場合、あるいは決定した場合

4 保護者との面接



事前に準備し、丁寧な面接をしよう！

- 事前に、保護者が日本語での説明を理解できるか確認しましょう。
保護者に日本の学校制度を理解してもらうことが大切です。日本語の理解が十分でない場合には多言語相談員等（p.22）の母語支援者を手配しましょう。
- 入学や転編入学手続きの日は、保護者との信頼関係を築く貴重な機会です。
保護者によっては何度も来校してもらえない場合もあります。伝えるべきことや確認しておきたいことは事前にリストアップし、できる限りこの機会をうまく活用しましょう。
- 面接は丁寧に行いましょう。管理職やチームを中心に複数で面接の準備を進めましょう。

面接時に活用できる人やもの

- ◎ 子ども多文化共生サポーター（p.22、 p.69）
- ◎ 多言語相談員（p.22）
- ◎ 翻訳機能機器（翻訳アプリ等）
- ◎ 「就学支援ガイドブック」（兵庫県教育委員会）多言語対応（p.147）
※子ども多文化共生センターホームページからダウンロード可
- ◎ 子ども多文化共生センターホームページ
<http://www.hyogo-c.ed.jp/~mc-center>



(1) 入学や転編入学に関する書類の記入

保護者が日本語がわからないため、書類を家庭に持ち帰っても記入できない場合があります。その場合は、面接時に多言語相談員等の母語支援者の協力を得ながら、面接日に記入してもらいましょう。

- ☐ 家庭調査票（学校によって名称は異なる）
- ☐ 保健調査票
- ☐ 学校徴収金、銀行手続きについて
- ☐ 給食費等の口座振替依頼書
- ☐ 就学援助申請書類（高等学校では就学支援金受給資格認定申請書）
- ☐ その他（スポーツ振興センター加入同意書 等）

(2) 面接で配慮すべき点

保護者も外国人児童生徒等も不安な気持ちを抱えて学校に来ています。そのため、安心できる雰囲気をつくるとともに、信頼関係を築くための出発点となることを意識して面接を行いましょう。

- 管理職や学年主任（学年主担当）、学級担任以外に、必要に応じて日本語指導担当者、養護教諭、子ども多文化共生サポーター等も同席する
- 保護者や外国人児童生徒等の疑問等に対して、わかりやすく説明する
- 日本での当たり前は、外国では当たり前ではないことを念頭に置いて、面接を行う
- 保護者や外国人児童生徒等の思い・考えをじっくりと聞く
- 家族構成や宗教、障害のことなど、個人情報を知る場合は十分に配慮するとともに、知り得た情報の管理は慎重に行う

コラム

多文化共生教育を推進しよう！－教育環境の工夫－

【三木市立三樹小学校の実践紹介】



↑「かすの階段」

階段を一段ずつ上がると日本語・ポルトガル語・アラビア語・スペイン語・英語の数の数え方がわかるようになっています。

児童集会で紹介した様々な国の国旗とあいさつが、廊下に掲示してあります。子どもたちが、日常の中で他国に興味をもつ機会になります。



←児童集会で、児童が母国のあいさつ等を紹介している場面です。お互いを理解し合う機会を計画的に設けています。



※在籍する児童のルーツがある国の文化を三木市国際交流協会の出前講座で学ぶ機会も設けています。

(3) 面接で確認すること

以下を参考に、管理職やチームを中心に把握すべき内容を確認し、個人調査票等を作成しておきましょう。

※参考：資料集「個別の指導計画（様式1）」p.56

- ① 本人の名前（愛称等の学校での名前の呼び方も含む）
※本名の正確な表記や読み方を確認する
※就学通知書等や住民基本台帳（住民票の写し等）に基づく
- ② 生年月日（西暦）
- ③ 国籍
- ④ 入国年月日（移動歴がある場合はその詳細）
- ⑤ 家庭内で使用する言語（誰が誰に話すときに何語か）
- ⑥ 母国での学習履修状況、学習の習得状況
- ⑦ 日本語習得状況
※個別の指導計画（様式1）の記載事項に沿って聞き取る様式を指定している市町もある
- ⑧ 健康状態（持病、アレルギー疾患、結核検診、麻疹の既往歴等）
- ⑨ 滞在予定（永住、一時滞在等）
- ⑩ 家族構成
- ⑪ 緊急連絡先や連絡方法
- ⑫ 宗教などによる制限や習慣（食べ物、服装、礼拝等）
- ⑬ 本人の進路や将来について
- ⑭ 本人の性格（得意なこと、苦手なこと等）
- ⑮ 現在不安に感じていること
- ⑯ 家族の日本語力
- ⑰ 通訳できる親戚や知人
- ⑱ その他、学校に知らせておきたいこと 等



(4) 学校についての説明（学校ガイダンス）



学校生活について丁寧に説明しよう！

- 日本の学校の制度や文化等の説明をしましょう。
日本で教育を受けた経験がない保護者がほとんどです。誤解やトラブルの要因とならないように、どのような違いがあるのかを事前に調べておきましょう。
※参考：千葉県教育委員会 「外国から子どもたちと共に〈母国の教育事情〉」 → p.143
(<https://www.pref.chiba.lg.jp/kyouiku/shidou/gaikokujin/gakkou-sensei/bokoku.html>)
- 母国にはない事柄については、イメージを助けるため写真や動画等を活用し、学校の様子を丁寧に説明しましょう。
- 重要な連絡事項は、翻訳検索して作成するか、子ども多文化共生サポーター等に依頼し母語翻訳したプリントを準備しておきましょう。
- 就学手続きや銀行口座の開設等、保護者にはわからないことがたくさんあります。保護者の疑問を聞き取り、丁寧に説明しながら手続きを進めましょう。

- ① 学級担任の紹介（決まっている場合）
- ② 学校の一日の流れ（始業・終業時刻、登下校時刻、時間割、掃除）
- ③ 昼食について（給食やお弁当についての説明）
- ④ 緊急時の対応（欠席の際は学校に連絡すること、気象警報やインフルエンザによる臨時休業等があること など）
- ⑤ 教科書や持ち物（副教材や家庭が用意する学用品等）
- ⑥ 標準服、体操服、上靴、鞆等の購入について（購入可能な店の紹介）
- ⑦ 学校のきまり（お金、菓子、スマートフォン、ピアスなどアクセサリ等）
※文化の違いによるトラブルを防ぐために丁寧に説明する
- ⑧ 登校初日の登校時刻、登校方法、持ち物と服装についての連絡や確認
※何時にどこに行くのか、また対応する教職員についても説明しておく
- ⑨ 通学路について（登校班、交通手段などの確認）
- ⑩ 必要経費について（給食費、教材費、修学旅行の積立等）
- ⑪ 就学援助制度（奨学金制度等）
- ⑫ 学校行事の確認（学期の区切りや年間行事）※写真や動画等の活用
- ⑬ 放課後児童クラブ（学童保育）の案内

時間割がない国や、給食がない国から日本に来た外国人児童生徒等や保護者は、説明を受けても（母語に翻訳しても）、想像がつかない場合があります。

より伝わりやすくするために、写真や実物を準備しましょう。

【時間割】

例えば、「体育」の欄には、「たいいく」と書くだけではなく、体操服・帽子で運動をしている写真を入れるなど、時間割を見て何を準備すればよいかわかるように工夫しましょう。

【給食】

給食着、マスク、三角巾、給食袋などは、保護者に説明する際に実物を見せましょう。
また、写真を渡し、購入できるお店も紹介しましょう。



【その他学用品】

実物を見せるとともに、写真を渡しておくことで保護者が購入しやすくなります。

- ・文房具…鉛筆、赤鉛筆、消しゴム、定規、コンパス、分度器など
- ・図工で使うもの…絵の具、クレヨン、色鉛筆、絵筆、画用紙、粘土など
- ・習字で使うもの…硯、墨、筆、半紙、下敷きなど
- ・音楽で使うもの…リコーダー、カスタネットなど
- ・その他…体育館シューズ、上靴、ハンカチ、ティッシュ、弁当箱、水筒 等

「やさしい日本語」の始まりは、平成7（1995）年の阪神・淡路大震災にあります。多くの在留外国人も被災しましたが、その中に日本語の力が不十分なために、必要な情報を得ることができない外国人もいました。このようなことが起こらないように、災害時の情報共有の手段として、「やさしい日本語」を使って、外国人とコミュニケーションしようという考え方が生まれました。

①伝えることを意識する ② ゆっくり、短く、簡単な言葉や表現に言い換える

【例】明日、再度お越しください。→あした、もう一度、来てください。

雨天延期→雨が降ったら、違う日にします。

（参考）島根県・（公財）しまね国際センター

https://www.sic-info.org/support/prepare-disaster/easy_japanese/

(5) 転・編入学する学年の決定

○外国人児童生徒等が転・編入学した場合、受入れの学年は、原則として、年齢相当の学年とされています。それ以外の学年での受入れを検討する場合は、下記に留意しながら、保護者・本人の十分な理解を得ることが大切です。

「外国人の子供の就学の促進及び就学状況の把握等について」（抜粋）
（平成 31 年 3 月 15 日付け文部科学省通知）→p.146

- 「外国人の子供の受入れに際し、特に日本語でのコミュニケーション能力の欠如や、日本と外国とで学習内容・順序が異なること等により、相当学年への就学に必要な基礎条件を著しく欠くなど、ただちに年齢相当学年の教育を受けることが適切でないと認められるときは、一時的又は正式に下学年への入学を認める取扱いとすることが可能であることから、学校においては、外国人の子供の学力や日本語習得状況等を適宜判断し、必要に応じこのような取扱いを講じること」
- 「外国において我が国よりも義務教育期間が短いために 9 年間の義務教育を修了していない場合は、学歴期であれば、本人が希望すれば年齢相当の学年への編入学が可能であることについても留意すること」
- 「進級及び卒業に当たり、保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級及び卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること」
- 「外国又は我が国において様々な事情から義務教育を修了しないまま学齢を経過した者については、各教育委員会の判断により、本人の学習歴や希望等を踏まえつつ、学校の収容能力や他の学齢生徒との関係等必要な配慮をした上で、公立の中学校での受け入れが可能であること」
- 「上記の取り扱い（入学・転編入学する学年や進級・卒業の決定について）に当たっては、言語、教育制度や文化的背景が異なることに留意し、本人や保護者に丁寧に説明し、十分な理解を得ることが必要であること」

※学習の機会を逸した外国人児童生徒等や、義務教育を修了しないまま学齢を経過した外国人の受入れについては、上記の通知を参照し、夜間中学への入学も可能であることを案内してください。

5 外国人児童生徒等の受入れで大切なこと



「ここは、あなたの学校（クラス）だよ。」という雰囲気迎えよう！

- 子どもを丸ごと受け止める気持ちで支援しましょう。
外国人児童生徒等は、「自分だけが違う」と孤独感や疎外感を知らず知らずのうちに感じてしまうことがあります。「あなたは、ここにいていいんだよ。ここは、あなたの学校（クラス）だよ。」というメッセージを伝えましょう。
- 気持ちを聞くことから始めましょう。
「何をすればいいの？」と指導内容や指導方法が気になりますが、まずは、どんな気持ちで過ごしているのかなど、子どもの気持ちや戸惑いを知ることによってやるべき支援は見えてくるでしょう。
- こちらの価値観を一方的に押しつけるのではなく、柔軟な対応や安心感を与える言葉かけを心がけましょう。

（１）受入れまでの準備

- 児童生徒指導要録を準備する
就学通知書等や住民基本台帳（住民票の写し等）に基づいて記入しますが、次の2点に配慮しましょう
 - ①名前は本名を記入することとし、正確な表記や読み方を記入する
 - ②生年月日は西暦を記入する（元号を併記できる）
- 【兵庫県通知】
「小学校、中学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」（令和元年7月2日）
- 名前の呼び方を確認する
保護者との面接の際に聞き取った「学校での名前の呼び方」を、再度、確認しておきましょう
- 座席、ロッカー、靴箱を決める
教員や子ども多文化共生サポーター等が支援しやすいよう座席の位置を配慮しましょう
- 準備物等の説明資料を作成する
就学支援ガイドブック（p.147）等を活用しましょう
理解の補助のため、写真や絵カードを準備しましょう

（２）子どもの思いを知って、寄り添う対応をしよう！

外国人児童生徒等は、様々な背景や思いを抱いて来日しています。言葉や文化の違いに戸惑い、日本語を習得することに意義を見いだせない子どももいます。子どもの状況や背景を理解し、心に寄り添った対応をしましょう。

子どもの思いや状況

- 日本で生活を送ることに納得できていない
 - ・自分の意思で日本に来たわけではない（家族の都合など）。
- 不安が大きい
 - ・言語、生活習慣、文化、違いが多くて不安な状況になっている。
- 言いたいことが言えないもどかしさ
 - ・思っていることや感じていることを伝えられずに苦しんでいる。
- 甘えたいけど、誰に甘えたらいいのだろうという戸惑い
 - ・常に緊張状態で過ごしているなかで、誰かに本音で話をしたいと思っている。
- 孤独や疎外感がある
 - ・「自分だけがちがう」「自分だけがひとり」であると強く感じている。誰かと一緒に過ごしたからといって消える気持ちではない。
- 授業がわからないので、時間の経過が長い
 - ・日本語がわからないだけでなく、母国にない教科の場合（音楽や家庭科、体育、図工等）、何を学ぶべき授業なのか、なぜ学ばなければならないのかがわからない。
 - ・学習内容がわからない（国語や道徳等では、言葉の意味がわからない以前に、文化や価値観が異なっているため、文章の意図や登場人物の気持ちが読み取れないことなどがある）。



（３）登校初日の対応（例）

外国人児童生徒等や保護者があたたかく受け入れられ、安心できる学校だと感じられるような良い出会いの日にしましょう。以下を参考に対応しましょう。

※学級担任だけでは対応できません。管理職を中心に、チーム会議等で、登校初日の対応を行う教職員を予め決めておきましょう。

登校 全ての教職員への紹介	☐ 登校初日は、早めに保護者と一緒に来てもらいましょう ☐ 職員朝会等で、教職員へ紹介し、全ての教職員で支援することを共通理解しましょう
持ち物・ 時間割・ 給食等の 確認	☐ 持ち物や必要な書類等が揃っているか確認しましょう ☐ 不足している場合は保護者に伝えましょう（絵や写真を活用） ・時間割や給食、休憩時間、掃除の説明やルールを教えます
学級の 児童生徒 への紹介	☐ 名前は板書し、名前の呼び方を児童生徒に伝えましょう ☐ 教員や児童生徒が母語のあいさつや単語を覚えるなど、学級にとけこめるように工夫しましょう
教室での 配慮	☐ 座席やロッカーの位置を教えましょう ☐ 歓迎会やゲーム大会等、仲間づくりの機会をつくりましょう
学校の 案内	☐ トイレ、職員室、保健室、体育館等の場所を教えましょう ・トイレは場所だけでなく、使い方も教えます ※ 使用済みのペーパーを流さずごみ箱に捨てる国もあります ※ 和式トイレの使い方がわからない場合もあります
サバイバル 表現	☐ 学校生活に最低限必要な言葉を教えましょう →p.47 （例）あいさつ、先生の名前、「トイレ」「痛い」「わからない」「ありがとう」等
子ども 多文化共生 サポーター	☐ 派遣を開始している場合は、当該児童生徒が不安に思っていることを丁寧に聞いてもらい、連携をとりましょう
翌日の 予定等の 確認	☐ 翌日の予定と持ち物、登下校の時刻を確認しましょう ☐ 通学班の班長や同一ルート近所の児童生徒と顔合わせをしましょう（可能であれば保護者も一緒に行く） ☐ 通学班の集合場所に行き、集合時刻や場所の確認をしましょう

（４）登校二日目以降の対応（例）

登校二日目以降の対応も、管理職を中心にチーム会議等で話し合い、児童生徒が学校生活に慣れることを優先にして、①どんな支援が必要か ②だれが ③いつ行うのかを決めておきましょう。※学級担任だけでは対応できません。

初日に伝えたことの再確認

- 靴箱や座席、ロッカーの位置を確認しましょう
- 一日の流れや時間割、休憩時間、掃除のルール等を少しずつ体験させながら丁寧に説明しましょう

クラスに馴染めるような支援

- 休み時間はクラスの児童生徒と話したり遊んだりできるように配慮しましょう
- みんなが互いの様子を気にかけて、助け合いのできる雰囲気をつくりましょう

給食への配慮

- 配膳や後片づけを一緒に行いましょう
- メニューを説明したり、アレルギーを確認したりしましょう
- 給食の味に慣れるまでに時間がかかる場合があるので、食べられるか気をつけておきましょう

学習内容の確認

- 母国での学習内容を把握しましょう（教科の有無や既習未習の確認）
※例えば、音楽の授業を受けたことがない、かけ算は小学校４年生で習う等

教科指導（在籍学級）

- 絵や実物を使ったり、ＩＣＴを活用したりして、日本語の習得が不十分な児童生徒も授業に参加できる工夫をしましょう

日本語指導（別室指導）

- 取り出して日本語指導を行いましょう。
・最初は「聞く」「話す」を中心に日本語に慣れさせ、音と言葉の意味等がつながるように視覚的に指導しましょう

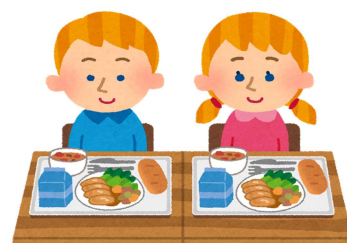
心のケア

- 子ども多文化共生サポーター等に母語で自分の気持ちを聞いてもらう時間を設定しましょう（不安や不満、疑問を受け止める） ※臨機応変に機会を設定することが必要

気をつけたいこと

- 日本語で積極的に話しかけ、日常生活を通して日本語が習得しやすい環境にする
- 絵や写真等の視覚的な工夫をしたり、ゆっくり、短く、丁寧に話したりする
- 母語で確認した方がいいことは、子ども多文化共生サポーター等と連携する

- 登校初日、母語で黒板に歓迎の言葉を書いたり、よく使う教室等（職員室、保健室、体育館、トイレ等）を子ども多文化共生サポーターに母語で書いてもらったりしています。
- 子ども多文化共生サポーターの来校時間を調整し、給食や掃除の時間にも母語による支援が受けられる日を設定しています。給食時の食べ方や掃除の仕方、日本の文化や習慣などを、母語と日本語で伝え、学校生活に必要な言葉が身に付けられるよう工夫しています。
- 休み時間には、悩みを聞いたり、日本の昔話やクイズをしたりしています。
- 母国での生活や遊びを紹介してもらったりする時間を設けています。
- 母国の旅行ガイドブックを使って、母国のことを説明してもらいます。「先生はあなたのことが知りたい」という思いが伝わるようにしています。
- 母語を勉強し、少しでも単語を覚えて使うと、子どもも保護者もととても喜んで、心を開いてくれました。
- 言いたいことを言い間違ったり、発音やアクセントがおかしかったり、誤解されたり、笑われたりすることは、何より気にします。成功体験を積み重ねるために、話せる範囲で正確に短く発表させ、慣れてきたら言葉の数を増やし、上手に発表できたことを褒めるようにしています。
- 国語や社会、家庭科等は、背景となる文化の違いから、問題となることやどのように考えたらいいのかが、わからない場合があります。一方的に教えるのではなく、子どもの考えを聞く等しながら、話し合う姿勢を大切にしています。



(5) 保護者との連絡方法・信頼関係づくり



保護者に寄り添い、丁寧な対応をしよう！

- 保護者が日本で教育を受けた経験がない場合、保護者も児童生徒も日本の学校生活や行事等に戸惑うことが予測されます。
- 日本では当たり前だと思えることが、文化が違えば当たり前ではないことを念頭におき、丁寧に説明したり、困ったことがないか確認したりするなど、保護者に寄り添った対応をしながら、信頼関係を構築していきましょう。
- 日本語が話せない保護者とは、子ども多文化共生サポーター等の母語支援者に通訳してもらいながら、互いに理解を深め、意思疎通を円滑にしていきましょう。
- 「学校だより」や通信、連絡、行事案内等の印刷物の配布にも、工夫や配慮が必要です（下記に具体的な例を示しています）。

- ☐ 自国にない事柄や未経験の事柄について丁寧に説明する
 - ・写真や動画等の活用などの工夫をしましょう。
- ☐ 保護者の思いや考えを十分に聞く
 - ・保護者は、自身の経験を基に判断するしかありません。そのことを理解して対応しましょう。
 - ・日本の学校教育のシステムと保護者がもつ学校の概念や教育観との違い等について話し合い、共通理解を図っていきましょう。
- ☐ 児童生徒の様子や学校の様子を伝える
 - ・子ども多文化共生サポーターや多言語相談員等の協力を得ましょう。
- ☐ 学校だより等の中で、重要なお知らせや手紙をわかりやすくするための工夫をする
 - ・必要に応じてルビを打ちましょう。
 - ・「やさしい日本語」(p.28)を使った読みやすい文章にしましょう。
 - ・どうしても伝える必要があるものには、①母語で「重要」と書く（母語の「はんこ」等もあります）、②赤で下線を引く、③丸で囲む等の工夫をしましょう。
 - ・文書や書類などを重要度ごとに選別して保護者に渡すと効果があります。
- ☐ 既存資料を活用する
 - ・文部科学省「かすたねっと」 →p.146
 - ・子ども多文化共生センターホームページ 等 →p.66、120

（６）多文化共生の心を育む学校と学級づくり



相互理解と共生の心を育む指導を継続的に行おう！

- 外国人児童生徒等の受入れには、日本人児童生徒の受容的な意識や態度が大切です。外国人児童生徒等を受け入れることは、多様な価値観や文化を知り、お互いの個性を認め合う学校・学級へと高めていくことにつながります。
 - 多文化共生教育を基軸に、以下を実践して学校・学級づくりを進めましょう。
- 生活習慣や文化、価値観等にどのような違いや共通点があるのかを、機会あるごとに全ての児童生徒に説明する
 - ・日常にある文化の違いや共通点が理解できるように工夫することが大切です。
 - ・写真や動画等を活用してわかりやすく説明しましょう。
 - 外国人児童生徒等に受容的な態度で寄り添う
 - ・教職員の態度や姿勢は全ての児童生徒に影響を及ぼします。教職員が外国人児童生徒等の存在をプラスに捉えるか、マイナスに捉えるかで学級の雰囲気にも大きな影響を与えます。
 - 教職員自身が多文化共生の意味を理解したうえで教育活動を行う
 - ・異なる文化や価値観の中で育ってきた外国人児童生徒等の行動を、日本人児童生徒と全く同じ基準で判断することや、必要な支援をしないということは、「公平」ではないということを理解しましょう。
 - ・日本人児童生徒が、文化の違いを認められるように説明しましょう。
 - 多文化の情報を発信する
 - ・外国人児童生徒等が母語・母文化・母国に対して誇りをもつとともに、日本人児童生徒に多文化共生の心を育むための学習の時間を設けましょう。
 - ・母文化を紹介する掲示物を掲示するなど、学習環境づくりをしましょう。
 - ・学級や学年での取組を発信し、地域や保護者の理解を得ることが大切です。
 - 学級や校内の児童生徒の関係を常に見守る
 - ・全ての児童生徒に対して相互理解の指導を継続的に行い、共生の心を育んでいく必要があります。
 - ・外国人児童生徒等が学校生活に慣れるに従い、学級の児童生徒と距離ができたり、生活習慣の違い等から対立関係になったりすることがあります。日ごろから児童生徒同士の関係を見守り、関係づくりを行いましょう。
 - ・何かトラブルが起こったときには、しっかりと話を聞いたり、納得できるように説明したりしましょう。少しの変化も見逃さず、児童生徒同士が理解し合えるように支援を続けることが大切です。

(7) 受入れ後の留意点



自尊感情や自己肯定感をもてるような取組をしよう！

- 日常会話ができるようになると、学校生活に慣れてきたように見えたり、授業中、質問をしないから授業がわかっていると思ったりしていませんか？
- 外国人児童生徒等には、私たちには見えていない様々な壁があります。それの一つずつ乗り越えていくためには、継続した支援や励ましがが必要です。自尊感情や自己肯定感が持てるよう、努力していることを認め、次に向かっていけるように寄り添うことが大切です。

□ 日本語や教科内容の習得状況を常に把握するように努める

- ・ 日本語や教科内容の習得状況を把握し、必要に応じ、「特別の教育課程」等による取り出しや入り込みによる指導を継続しましょう。
→p.46、p.77、p.146
- ・ チーム会議で、「特別の教育課程」等の編成や個別の指導計画等を継続的に検討することが大切です。
- ・ 個別の指導計画等を適宜（概ね半年又は学期ごとに）見直しましょう。
- ・ 日常会話はできても、授業内容はわからない児童生徒がいます。それは、学習場面で使われる日本語の習得ができていないからです。児童生徒がどういう状況にいるのかという実態把握に努めましょう。

□ 自尊感情を低下させないように配慮や支援を行う

- ・ 本人の意思で来日していない場合は、日本での生活や勉強に前向きになれないことがあります。そのことをふまえて対応することが求められます。
- ・ 日本語がわからないということで、疎外感を感じたり、自己有用感を持てなかったり、自尊感情が低下したりする場合があります。
- ・ 学級の中で、発表等の活躍できる場면을意図的に設け、認めたり褒めたりしましょう。
- ・ 学習においても、スモールステップで意図的にできることを増やして褒めるなど、自信や意欲を高めるように取り組みましょう。



（８）日本語指導のための体制整備



日本語習得状況に応じた支援や指導（初期日本語指導）を行おう！

- 日本語指導が必要な外国人児童生徒等については、可能な限り「特別の教育課程」等を編成し、たとえ週に数時間であっても取り出して計画的に指導できるような支援体制をつくりましょう。
- 全ての教職員で指導や支援に関わりましょう。

※日本語習得状況に応じた適切な日本語指導を受けることで、文章を読んだり書いたりする力を身に付け、学習のための日本語（授業内容を理解するための日本語）の習得ができます。いつまでも学習についていけない状態が続くと、児童生徒の自尊感情が低下するだけでなく、義務教育終了時の進学等に大きな影響を及ぼしてしまいます。

チームを中心に日本語指導のための体制を整備しましょう

- 日本語指導をコーディネートする担当者（p.19）を中心に、チームで日本語指導の計画や指導についての方向性を決める
- 日本語習得度チェックシート（試案）や「外国人児童生徒のためのJSL対話型アセスメント（DLA）」、日本語習得度確認シートを実施した際は、チームや学年などでケース会議を開き、複数名で見立てをする
→p.45、p.126
- 日本語指導の方針等を全ての教職員で共通理解を図る
- 必要に応じて、「特別の教育課程」等を編成し、早期に取り出し指導を開始する
- 「特別の教育課程」等による取り出し指導や、入り込みによる支援が実施できるように、個別の指導計画等を作成し、時間割を工夫する等、外国人児童生徒等が計画的に学べる環境を整える
- 中・長期的な支援が必要なため、個別の指導計画等は適宜（概ね半年又は学期末ごとに）見直す
- 外部関係機関や地域との連携・共通理解を図る →p.83、p.121、p.147

(9) 日本語指導を行う教員・支援員の役割

【在籍学級等で教科指導を行う教員が取り組むこと】

- 在籍学級等においてこそ、日本語指導を意識した教科指導が必要です
 - ・教科内容の定着はもちろんのこと、教科学習を通して日本語で学習活動に参加できる力を育てることが求められています。
- 日本語の習得状況と教科内容の既習状況を把握する
- わかりやすい授業にするために、写真や絵カード等を準備したり、ゆっくりと平易な言葉で説明したりする（やさしい日本語 p.28）
- 体験的な活動や表現活動を取り入れ、体感しながら教科内容を習得できるように支援したり、指導方法を工夫したりする（母国での体験を参考にする）
- 学級担任と児童生徒の情報を共有したり、連携を図ったりする
- 子ども多文化共生サポーター等と児童生徒の状況を共有したり、どんな支援をすればいいのか等を依頼したりして連携を図る

【日本語指導担当が取り組むこと】

- 学級担任とともに個別の指導計画等を立ててチームに提案し、指導を行う
- 外国人児童生徒等の日本語習得状況等を定期的に把握し、個別の指導計画等に記録する
- 転編入学後、特に当初の数か月までは計画的に取り出して丁寧に指導する
- 学級担任と連携し、在籍学級の進度を確認しながら、可能であれば先行（予習型）で授業を進め、在籍学級で自信を持って授業に参加し、活躍もできる場面を意図的に作る

【日本語指導支援員等の外部人材が取り組むこと】

- 日本語習得状況等を把握し、日本語指導の補助を行う
- 外国人児童生徒等の教育課題等に関する情報提供を行う
- その他、外国人児童生徒等に対する教育の指導補助を行う

※市町の事業によって、支援する場（「特別の教育課程」内、放課後等）が異なります。学級担任や日本語指導を行う教員等と十分に共通理解を図りながら連携することが大切です。

(10) 教育委員会や関係機関、地域等との連携



関係機関と連携し、支援を充実させよう！

外国人児童生徒等の支援を充実させるためには、先進的な他校の取組の情報を得ることや地域のボランティア団体等と連携することが不可欠です。市町組合教育委員会の支援を受けながら、計画的・継続的に進めていきましょう。→p.72～

☐ 所管の教育委員会との連携

- ・外国人児童生徒等の入学や転編入学の連絡、転編入学年の決定
- ・日本語指導の要否の確認と指導体制の整備
- ・子ども多文化共生サポーター等の派遣等、各種事業制度の利用申請

☐ 学校間の連携

- ・外国人児童生徒等の支援や保護者との信頼関係の築き方等についての情報交換、実践の共有
- ・先進的な指導方法の共有
- ・保育園（こども園）、幼稚園、小学校、中学校、高等学校等の教育機関等の連携、協力

☐ 地域との関係づくり

- ・国際交流協会等の支援団体との連携、協力、情報交換
- ・日本語教室や学習支援教室との連携、協力、情報交換
- ・PTA や自治会など地域協力者との連携
- ・外国人児童生徒等の地域行事への参加について協力依頼
- ・地域の方へ、緊急時の通訳や日本語ボランティアについて協力依頼

☐ 放課後児童クラブ（学童保育）との連携

- ・情報交換、連携、協力